

# 平成 28 年度 事業 計画 書

## I. 基本方針

海外環境協力センター（OECC）は、定款に定める目的を達成するため、コンサルタント、メーカー、自治体その他の多様な団体で構成されているメリットを活かし、会員間の連携体制を強化し、環境省等関係機関に係る海外環境協力政策への協力の中核組織としてその役割を果たしていくよう努める。

平成28年度は、①研修、広報・情報、技術の3部会の有機的連携の下での活動 ②海外の環境情報収集体制の構築 ③環境省、(独)国際協力機構（JICA）等関係機関の環境協力支援に係る委託・請負事業の実施 ④国際環境協力をを行う地方自治体の連携強化のための方策の検討 ⑤中国北京連絡事務所の戦略的活用 ⑥コンプライアンス管理体制等の強化に取り組むこととする。

## II. 事業内容

### 1. 海外の環境保全に関する基礎調査及び企画調査

#### (1) 国際環境協力戦略に関する調査研究

特別調査研究業務として、国際環境協力に関する政策・戦略についての基礎的、実証的な研究の発展を図り、今後の国際環境協力のあり方に関する戦略を研究する。

#### (2) 環境技術協力のための企画及びニーズ把握調査

海外への環境技術協力を実施する上でのテーマ、課題等基礎的なニーズを把握するための調査を行う。

#### (3) 環境技術協力事業の推進のための調査

上記のニーズ把握調査を進展させるための調査を行い、国際環境協力の可能性について検討する。

### 2. 海外の環境保全に関する研究、技術開発及びこれらの成果の普及

#### (1) 海外の環境保全に関する研究等

環境問題に関する海外の動向に適正に対応するとともに、アジア等における気候変動、大気・水環境、化学物質、廃棄物、生物多様性の諸対策に関する調査研究、途上国において普及が求められる技術の開発及びこれらの成果の普及に努める。

#### (2) 自主研究活動の実施

海外の環境保全及び環境技術に関して、会員及び国内外の環境問題に関心のある者の資質と能力の向上を目指し、特定の課題について自主研究活動を行う。

### 3. 国その他の機関が行う人材養成等の海外の環境保全事業に対する協力

#### (1) 開発途上国の人材養成

環境省、JICA等の環境分野における人材育成に協力する。

#### (2) 専門家等の派遣

海外の環境保全等に関する技術協力のため、職員をJICA専門家として海外に派遣するほか、

JICA専門家または調査団等のチームを組織し、環境保全に関する技術指導等を通じ海外の人材開発に資することとする。

- (3) JICA等の国内支援委員会への参画  
JICA等の国内支援委員会へ参画し、アセアン地域等の協力事業を支援する。
- (4) 国内の環境協力専門家の養成研修  
将来の国際環境協力分野に携わる人材を育成するための研修に協力する。

#### 4. 海外の環境保全に関するシンポジウム、国際会議の開催及びこれらへの参加

海外の環境保全に関する国際会議等の開催を支援する。また、必要に応じて、これらの会議に参加する。

#### 5. 海外の環境保全に関する資料の収集、情報の提供及び出版物の刊行

- (1) セミナー等の開催  
国内外の環境問題に関心のある者を対象にセミナー、講演会等を開催し、環境分野における国際協力に関して理解の増進を図る。
- (2) セミナー等への参加  
国内外の環境保全、国際協力等に関する最新情報収集を図る。
- (3) 海外の国際協力機関・国際協力専門家等からの情報収集・交流  
国際協力機関、国際協力専門家等との情報交流を促進するため、国内外のネットワークの構築を図る。
- (4) 機関誌等の発行及び配布並びにホームページの充実  
海外の環境保全に関する情報や知識を広く一般に提供するとともに、センターの活動内容に関して国内外に対し広報を行う。このため、機関誌「OECC会報」(年3回)等を発行・配布するとともに電子ブック化、PR用技術冊子の活用及びホームページの充実を図り有益な情報提供の円滑化を図る。
- (5) 環境関連資料及び書籍等の収集、情報の提供  
環境情報に係る関係資料及び書籍等を整備し、会員及び国内外の環境問題に関心のある者等に情報の提供を行う。
- (6) 中国北京連絡事務所の運営  
(公社)日本環境技術協会と共同で運営している中国北京連絡事務所を通じ、環境行政に係る中国政府機関等の情報収集とその提供に努める。

#### 6. 海外の環境保全に関する民間団体の事業に対する協力及び支援

民間団体が行う海外の環境保全に関する事業について、協力及び支援を行う。また、開発途上国の専門家の国際会議等への出席旅費等に充当する経費の一部を支援する。

#### 7. 会員相互の情報及び技術の交流

- (1) 環境関連機関等との意見交換会の実施  
環境関連機関等と会員間の定例的な意見交換の場をもち、海外環境協力の課題に関して認識の

共有を図る。

(2) 会員に対する情報の提供

環境省及び会員提供の情報等、環境関連の情報提供を行う。また、会員のニーズに応じ情報提供に対応する。

(3) O E C C研修会の開催

会員を対象に、専門家、関係行政機関等による最新の話題についての研修会を実施する。

(4) 技術の交流

日本の優れた環境保全及び環境技術に関して、会員相互で研鑽・技術の交流を行ない、国際協力を推進する。

## 8. 国内外の環境保全活動に対する協力及び支援

(1) 環境関連機関等の環境保全活動に対する協力

途上国における温暖化対策計画策定やカーボン・オフセット普及に関する調査などの環境省等関係機関の環境保全活動に係る委託・請負事業等を円滑に実施し、国内外の環境保全活動に対する協力を行う。

(2) 環境関連機関等の環境保全活動に対する支援

環境省等関係機関の環境保全活動に係るニーズ等を踏まえ、国内外の環境保全活動に対する支援を実施する。

## 9. 国内外の環境関連機関・団体等との情報及び技術等の交流

環境保全活動を推進している国内外の環境関連機関及び団体等との情報及び技術等の交流を通して国際的相互依存時代の地球環境の保全に貢献する。

## 10. その他センターの目的を達成するために必要な事業

環境から拓く新たな豊かさへの道を目指し、センターの事業目的に適った事業を取組む。